

平成28年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第6号

平成28年9月23日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	9番	小松崎誠君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	15番	矢口龍人君
7番	田谷文子君	16番	藤井裕一君
8番	古橋智樹君		

欠席議員

14番 小座野定信君

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦
〃	主任	青山哲士

議事日程第6号

日程第 1 議案第45号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の制定につ

- いて
- 議案第46号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第50号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第51号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第53号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第63号 霞台厚生施設組合規約の変更について
- 日程第 2 議案第64号 市道路線の変更について
- 議案第65号 市道路線の変更について
- 議案第66号 市道路線の認定について
- 日程第 3 請願第 3号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 4 閉会中の継続審査について
- 日程第 5 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第45号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第46号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第50号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第51号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

号)

- 議案第53号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第54号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第62号 かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定について
議案第63号 霞台厚生施設組合理約の変更について
- 日程第 2 議案第64号 市道路線の変更について
議案第65号 市道路線の変更について
議案第66号 市道路線の認定について
- 日程第 3 報告第 7号 専決処分事項の報告について
- 日程第 4 請願第 3号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 5 委員会発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書(案)
- 日程第 6 閉会中の継続審査について
- 日程第 7 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長(藤井裕一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、本日小座野議員から欠席届が出ておりますのでご報告をいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

次いで、諸般の報告を行います。

総務委員会及び文教厚生委員会から会議録の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。ごらんをお願いします。

日程第 1 議案第45号ないし議案第54号、議案第62号及び議案第63号

○議長(藤井裕一君)

日程第1、議案第45号ないし議案第54号、議案第62号及び議案第63号の12件を、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これより、各議案に対する委員長の報告を求めます。

平成28年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 小松崎 誠君。

[平成28年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○平成28年第3回定例会議案審査特別委員会委員長(小松崎 誠君)

おはようございます。

それでは、平成28年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成28年9月14日に付託されました議案第45号ないし議案第54号及び議案第62号、

議案第63号について、9月15日に市長、副市長、教育長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審議を行いました。

審査の結果、議案第45号ないし議案第48号、議案第50号、議案第52号ないし議案第54号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第49号、議案第51号、議案第62号及び議案第63号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

ただいま議題となっている各議案の審査は、議長を除く全議員をもって構成する特別委員会に付託いたしましたことから、先例により、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

○議長（藤井裕一君）

これより、議案第45号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第46号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第46号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第47号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第48号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第49号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第49号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例を廃止す

る条例の制定について反対の立場で討論をいたします。

かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターは、市民及び本市を訪れる観光客に対し、かすみがうら市の歴史文化の紹介や地域資源情報、観光情報の発信と交流の場を提供し、市内各産業の振興に資するために設置するとして、平成22年4月1日に施行されました。私は無駄な今後の建設が先行しており、新たな施設の必要性が乏しいとして、この施設管理条例案には反対した経過があります。ところが、今回6年目になって果樹観光や帆引き船等の観光案内業務を交流センターで一括して行うことにより、観光事業の強化を図るとして廃止するとしています。一体これまでの同施設は、設置目的に対して十分な役割、業務を果たしてきたのでしょうか。その検証もせずにたった6年目で廃止し、交流センターに丸投げすることになるのではないのでしょうか。当市が真剣になって観光事業に取り組む姿勢は見られません。

以上、反対といたします。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

議案第49号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

歩崎公園ビジターセンターにつきましては、佐賀保育所の跡地利用と市民活動の拠点、観光のイベント情報館として活用をされてきた施設であります。ご承知のとおり、歩崎公園は茨城百景にも指定された歩崎観音や霞ヶ浦を眺望できる観光名所の地でもあります。周辺には郷土資料館や水族館が立地し、それぞれの施設が補完し合いながら地域活性化の拠点として市内外の住民に親しまれてきた施設であります。

社会は少子高齢化による人口減少社会が進展をしている中で、地方創生の取り組みが始まり、当市においては新しい人の流れを生み出す、地域活性化DMO事業が歩崎公園交流センターを核としてスタートをいたしました。その運営は民間と行政との協働連携による第3セクター方式を取り入れ、それぞれの持つ機動力と発信力を兼ね備えたものであります。

これまで、観光の情報拠点として活躍をしてきた歩崎公園ビジターセンターの機能は、この歩崎公園交流センターとかすみがうら未来づくりカンパニーに引き継がれ、レンタサイクルによる果樹狩りや、スイーツづくり体験、生産者との交流など体験型観光へと移行するものであります。地域資源を活用したさまざまな取り組みを展開し、事業の相乗効果を発揮していくことが、やがて地域の創生につながるものと大いに期待し、賛成討論といたします。

議員諸侯の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論が終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第49号の採決を行います。

本案は起立によって採決いたします。

この採決は地方自治法第244条の2第2項及びかすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決となります。

また、特別多数議決の場合、議長も出席議員となり、表決権を持ちますのでご了承願います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

出席議員数の3分の2以上の要件を満たしておりますので、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第50号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第50号の採決を行います。

この採決は地方自治法第244条の2第2項及びかすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決となります。

また、特別多数議決の場合、議長も出席議員となり、表決権を持ちますのでご了承願います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第51号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第51号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）の反対討論をいたします。

第1に、私は国民にメリットどころかプライバシー侵害などデメリットしかないマイナンバーは中止、凍結し、廃止に向けた検討が必要だとの立場です。マイナンバーは今年1月に本格運用が始まったものの、番号を記載したカードを希望者に発行するシステムの障害やふぐあいが相次ぐなど、矛盾と混迷が続いています。今回の補正予算には情報管理費としてマイナンバーシステム改修、業務委託費が計上されていますが、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であります。

また、カード希望者数も政府の見込みで約1000万人、6月末であります。まさにこれは、普及数の半分にも届きません。当市は4,000人弱、8月末現在でということですが、このことは多くの国民がこの仕組みを必要としていないことを示しております。

マイナンバー制度は国民と税と社会保障の情報を国が掌握し、徴税強化や社会保障給付の抑制の手段に使うことが導入の狙いです。国民の行動や思想を監視する手段にされかねないことへの不安と警戒の声も上がっています。今、改めて問題だらけで危険なマイナンバーの仕組みを徹底検証し、制度の凍結、中止、廃止を含めた見直しをすることこそ、今必要ではないでしょうか。したがって、マイナンバーシステムにかかわる補正予算には賛成できません。

第2に、一般廃棄物処理事業における霞台厚生施設組合負担金268万5000円については、1、老人福祉センター解体事業、白雲荘解体設計及び、2、周辺環境整備事業、周辺道路路線測量の業務委託料の合計1200万円のうち、当市負担分22.38%ということですが、私は現有施設を改修、長寿命化を図れば、新たな広域ごみ処理施設をつくる必要はないという立場であります。住民不在で新たなごみ処理施設建設先にありきで推し進めているものであり、事業費がどこまで膨れ上がるかわからない問題が浮き彫りになっております。私は、霞台厚生施設組合及び新治地方広域事務組合の現有施設、ごみ処理施設の長寿命化を実施すれば、全て解決すると考えております。無駄な事業は要らないと思います。したがって、負担金の増額には絶対反対であります。

第3に、財務負担行為となるかすみがうら市交流センター指定管理料543万6000円について、かすみがうら市交流センターの指定管理者を株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーに指定することに反対の立場でございます。

以上、反対討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

1番 櫻井繁行君。

[1番 櫻井繁行君登壇]

○1番（櫻井繁行君）

議案第51号 平成28年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の主な補正予算については、社会保障・税番号制度の推進に向けた交付事務や情報連携の本番に備えたシステム改修、霞台厚生施設組合への新たに設備を進めるごみ処理施設等への負担金にかかわる補正予算案が提案をされております。

社会保障・税番号制度については、国や市町村との個々の情報連携するシステム改修やマイナンバーカードの発行に際し、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金の増額補正を行うもので、必要かつ適正なものであります。

霞台厚生施設組合への負担金については、石岡市を中心に小美玉市、茨城町、本市の3市1町が共同のごみ処理を運営することにより、建設費そして運営費ともコストメリットが見込め、さらには地球環境への配慮並びに市民の負担を軽減する大きな目的のもとに事業を推進しているものであります。人口減少に加え、少子高齢社会の早期到来、地方分権の推進など、時代の変化や自治体を取り巻く環境の変化にしっかりと対応し、今後も住民の福祉の向上という自治体の責務を果たしていくには、広域的な連携は必要不可欠なことでもございます。

地方創生への取り組みでは、茨城県が整備を進めている、霞ヶ浦大規模自転車道への案内表示を整備することにより、利用者の利便性を高めようとするものです。当市には、霞ヶ浦自転車道を活用した多くのサイクリストが訪れており、霞ヶ浦の雄大な背景を見ながらサイクリングを楽しむ新たな名所にもなっているものでございます。特に本市はサイクリングプログラムを核とした地域活性化DMO推進事業を産官連携による第3セクターを設立をし、歩崎交流センターを拠点とし民間企業のノウハウを最大限発揮しながら地域資源を再度見つめ直した活性化策と魅力の発信を進めているところでございます。

そのほか福祉の充実などの経費を含む本補正予算の執行に当たっては、より市民にとって効果的なものとなるよう取り組んでいただくことを、切に行政サイドにはお願いをすることでございます。議員の皆様方のご賛同を心からお願いをし、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第51号の採決を行います。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第52号 平成28年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第52号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第53号 平成28年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第54号 平成28年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第62号 かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定についての討論を行います。

す。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第62号 かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定について、反対の討論をいたします。

私は第2回定例会の議案第38号 かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、住民参加で交流センターの活性化を議論することが大事であり、特定の業者に丸投げするような安易な指定管理者の導入には反対した経過があります。今回の指定管理者を選考する過程でも、対抗馬は全くなく株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー1社であり、出来レースとなっており、事実上特定の業者に丸投げするものとなっております。当市の独自の観光事業、特に地域と一体となった観光事業をどのように推進していくのか、全く先の見通しが見えません。したがって、今回の議案についても反対の立場でございます。

○議長（藤井裕一君）

5番 川村成二君。

[5番 川村成二君登壇]

○5番（川村成二君）

議案第62号 かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、かすみがうら市交流センターの指定管理者を株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーに指定するものです。本市の指定管理者の期間は通常5年間としているところではありますが、本議案の指定期間は2年6カ月としており、株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーが設立してから3年で結果を出すとの積極的な市政の考えに沿っているものと理解をします。

また、選考に当たっては、地方創生有識者会議の委員である有識者を市民代表として選考委員に含め、選定が行われたとの報告を受けました。市民の参画という点において、審査は適正的確に行われ、不信感などの憶測を招くようなものではないと考えております。

交流センターは、指定管理者となる要件が飲食事業や直売所の事業、さらには観光振興等に係る事業とされており、指定管理者の候補者になり得る事業者そのものが限定されています。こうした事業目的を達成するためには、地域との連携や交流、幅広いプロデュース力などや発信力などの専門性や特殊性が求められることから、この要件を満たすものと理解できます。

現在、少子高齢化による人口減少社会の予見から、特に若い世代の減少により地域の活力が低下することも懸念されており、全国規模で地方創生の取り組みがスタートしています。私たちが住むかすみがうら市は首都圏から近接な位置にあり、魅力のある地域資源が豊富にあることはご承知のとおりです。地の利を生かし、地域の魅力に磨きをかけ、積極的な事業展開と情報発信が市のイメージアップの向上、やがては定住促進につながる可能性が期待できます。官民の協働連携で設立した株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーは地方創生加速化交付金事業を活用し、

霞ヶ浦地域ならではのご当地料理を提供するレストラン事業や、本市の魅力を季節ごとにサイクリングで体験するライドクエスト事業をまずはスタートさせたことに、先見性を感じ期待をしているところです。

さらには、つくば市を中心に進めている筑波山地域ジオパークが日本ジオパークに認定され、本市においては崎浜のカキ化石床や浸食崖、歩崎の古東京湾等の堆積物、雪入の採石場跡地の再生など本市の地域資源が学術的にも認められました。新たに加わった貴重な地域資源と株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーが目指す地域活性化DMO事業が、茨城県と関連市町が連携する日本一のサイクリングロード計画などとの相乗効果を生み出すためにも、今回の指定管理者の指定は適切であり、ますます円熟することを心から期待をして賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で通告による討論は終わりました。

[鈴木議員 退席]

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はありませんか。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

本議案の整備を求め、反対討論をさせていただきます。

今回の指定管理について、具体的な仕様書が不明確であります。観光事業等についてもこれまでの多くの観光事業の内容は多岐にわたっております。この点については、さらに整備をしていく必要があります。

もう一つは、かすみがうら未来カンパニーと本市との関係について、あるいは運営について、整備をしていく必要があります。かすみがうら未来カンパニーの取締役は4名です。ここが最高決定機関になります。設立時の取締役は今野氏、もう一人細谷氏、以上2名はステッチの方々が入っております。本市は取締役に木村義雄氏、市長公室長。設立時取締役、2人目は総務部長、小松塚隆雄氏。4名であります。この取締役会とこれまで進めてきている観光事業、あるいは教育事業、市の総合事業との全体の運営方針の打ち合わせについて整備をしていく機構が不明確であります。この点について整備をしていく必要があります。

先ほども、賛成意見の方からありましたけれども、ジオパーク構想の中には申請書の中に、ジオサイト当市の3点が具体的に指定されています。それは雪入、崎浜、そして歩崎。特にこの交流センターのあります歩崎については、ジオパークの事務局と連携しながら具体的に進めていくものであり、この点については観光事業、あるいは教育委員会とも密接な連絡と打ち合わせが必要になってまいります。

そういう観点から、現時点でこの指定管理については、仕様書を整備していくこと、もう一つは取締役会と市の各機関との調整機構を整備していくことを求め、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第62号の採決を行います。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

起立多数であります。

よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第63号 霞台厚生施設組合規約の変更についての討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[1 1 番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

議案第63号 霞台厚生施設組合規約の変更について、反対の討論をいたします。

ごみ処理広域化に係る事業の関連事業として、新処理施設建設に伴う関連施設の整備及び建設用地を確保する必要が生じたことから、老人福祉センター施設の廃止をするために、組合の共同処理にする事務について、関連事業の事務を追加し、さらに老人福祉センター施設の設置及び管理並びに運営に関するものを削除するとあります。

しかし、当初は霞台厚生施設組合の余熱施設である老人福祉センター、いわゆる白雲荘についてですが、この解体の話はありませんでした。平成26年8月28日付常陽新聞には、設置場所については霞台厚生施設組合の施設を動かしながら、既に確保している拡張部分の用地に新たな建物を建設する見通しだとあります。ところが、新たなごみ処理施設の建設の建設財源として、震災復興特別交付税の活用が急浮上、それを前提とする5カ年整備期間の中では建設は困難だとの回答がプラントメーカー6社全てから出されたため、早期建設を選択したとしております。まさに、メーカー言いなりではありませんか。

白雲荘が今年度で廃止する予定であると知った利用者市民は、まさに寝耳に水でとんでもないと怒っております。8月24日の霞台厚生施設組合議会の臨時会議は1,000名を超える方々の署名、これを署名をした陳情書も出されました。しかし、同議会は参考人質疑も審査もせず一事不再議として、この陳情書を葬ったのであります。

白雲荘は年間2万3000人も市民が利用しています。利用者市民の声を無視して白雲荘を強引に廃止することは許されません。200円の低料金で入浴でき、一日過ごせる施設はほかにはありません。関連施設整備についても、平成28年8月22日の協定書で白雲荘の解体、周辺道路の整備、余熱還元施設等の整備、中間置き場の整備等、管理運営の事務などなど、今後協議するとしておりますが、予算を伴うものでどこまで膨れ上がるかわからないというのが現実ではないでしょう

か。

事業を起こす場合、本来は全体予算を示すのが当然ではないでしょうか。いずれにしても、霞台厚生施設組合及び新治地方広域事務組合のごみ処理施設の長寿命化を図れば、全て解決すると思います。無駄な事業は必要ありません。これこそ最少の経費で最大の効果を上げることにつながると考えます。

以上、反対の討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

6番 岡崎 勉君。

[6番 岡崎 勉君登壇]

○6番（岡崎 勉君）

議案第63号 霞台厚生施設組合規約の変更について、賛成の立場として討論いたします。

平成の合併から節目である10年以上が経過し、総合的なまちづくりが軌道に乗ってきている状況ではありますが、人口減少社会の到来と急速に進展する少子高齢社会を迎え、いつ発生するかもしれない災害への対応など、行政課題が山積する中で、より少額で効率の高い行政を展開するためには、周辺自治体との連携を図り、お互いをカバーし合うことが有効な手法であると考えます。

霞台厚生施設組合は石岡を中心に小美玉市、茨城町、本市の3市1町が共同でごみ処理を運営することにより、建設費及び運営費ともコストメリットが見込め、さらには地球環境への配慮並びに市民の負担を軽減する目的から最善の方法であると考えます。提案された議案では、構成4市町それぞれが今定例会に同様の議案を提案しているもので、ともに歩もうという意識のあらわれであり、新施設及び関連施設の整備、管理運営に関する事務事業など協定に基づく改正によるものであります。

地方自治体の役割は市民の安全安心を前提とする幸福な生活の確保に努めていくものであります。この先の将来に希望を持って暮らし続けていける社会を構築していくことが、優先されるべき課題ではないでしょうか。

最後に冒頭、周辺自治体との連携の提唱を申し上げました。後ろへ戻るのではなくて、ごみ処理は3市1町のもと、先に進むべきであることを申し添え、議員諸侯のご賛同を心からお願いいたします。賛成討論といたします。

○議長（藤井裕一君）

以上で、通告による討論が終わりました。

ほかに討論はありませんか。

2番 宮嶋 謙君。

[2番 宮嶋 謙君登壇]

○2番（宮嶋 謙君）

議案第63号について、反対の立場で討論いたします。

このたびの内容につきましては、主に白雲荘の廃止に伴う内容でございますが、存続を求める1,000名近い署名が上げられているにもかかわらず、一切審議もされない、全く取り扱わないなどという市民不在の状況の中で進められております。

ごみ行政が大切であるということは皆様の一致するところであるかとは思いますが、それだけに、より丁寧な説明、あるいは地元との合意形成等が、より求められているものであるにもかかわらず、こういった横暴が進められていることに大きな疑問を感じるものであります。このことは白雲荘の施設だけにとどまらず、この新しいごみ処理施設全体を覆う体質となっていると思います。

私は、市民不在のままこのプロジェクトが進められることについては大反対であります。もっと丁寧にしっかりと市民の声を聞きながら、進む、再考する等を全員で協議をしていただきたいと思います。

以上の理由から反対といたします。

○議長（藤井裕一君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第63号の採決を行います。

本案は起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤井裕一君）

賛成多数であります。

よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第64号ないし議案第66号

○議長（藤井裕一君）

日程第2、議案第64号ないし議案第66号の3件を会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

これより、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果につきまして、会議規則第39条第1項の規定によりましてご報告いたします。

本委員会は平成28年9月14日に付託されました議案第64号ないし議案第66号の審査を行い、審査の結果、付託されました議案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で、委員会報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第64号 市道路線の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第64号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

次に、議案第65号 市道路線の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第65号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（藤井裕一君）

これより、議案第66号 市道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより議案第66号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 報告第7号 専決処分事項の報告について

○議長（藤井裕一君）

日程第3、報告第7号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました報告第7号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第7号 専決処分事項の報告につきましては、公用車にかかわる物損事故の和解で、本年9月15日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上ご報告申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、報告が終わりました。

日程第 4 請願第3号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（藤井裕一君）

日程第4、請願第3号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

これより、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君。

[文教厚生委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○文教厚生委員会委員長（岡崎 勉君）

文教厚生委員会の審査経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第3号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、9月14日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第3号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第3号については、全員一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただ

きたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第3号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

これより、請願第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第 5 委員会発議第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（藤井裕一君）

日程第5、委員会発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

ただいまの意見書案につきましては、委員会提出の意見書案であります。

また、文教厚生委員会委員長から質疑を省略して即決されたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本意見書案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明並びに文教厚生委員会委員長からの申し出のとおり質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

これより、委員会発議第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

討論を終結いたします。

それでは、これより委員会発議第1号を採択します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、委員会発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 閉会中の継続審査について

○議長（藤井裕一君）

日程第6、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

一般会計決算審査特別委員会及び特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の委員長から、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 閉会中の所管事務調査について

○議長（藤井裕一君）

日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長からお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（藤井裕一君）

以上で、今期定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、坪井市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

引き続きまして貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

平成28年第3回かすみがうら市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

9月6日に開会いたしました今定例会は、平成28年度の一般会計並びに特別会計の補正予算を初め、条例など多くの重要案件につきまして、慎重なるご審議をいただきまして、ただいま議決

を賜りました。心から御礼を申し上げます。

また、会期中水道事務所における入札案件について事務処理ミスが発生いたしましたことに対し、議員各位並びに関係者の方々にご迷惑とご心配をおかけしたことに對しまして、改めて深くおわびを申し上げる次第であります。

成立を見ました予算等の執行運営に当たりましては、市政の一層の発展と市民生活の向上のため万全を期してまいりたいというふうに考えております。

これから、本格的な秋を迎え市内外においてさまざまなイベントを控えております。市民の皆様安心して参加、楽しんでいただけますよう、また、かすみがうら市の食の魅力を全国の皆様に発信できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

結びに、今後も市政に対するご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、議員各位のご健勝を心からご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

○議長（藤井裕一君）

それでは、これをもちまして平成28年かすみがうら市議会第3回定例会を閉会いたします。

慎重なるご審議をいただきまことにありがとうございました。

閉 会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 鈴 木 良 道

かすみがうら市議会議員 小 座 野 定 信